**平成２２年（フ）第１９８号**
宮城県大崎市田尻沼部字山崎一49番地７、従前の住所岩手県陸前高田市高田町字西和野109番地
債務者　ＴＳＵＳＨＩＭＡ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＥＳＰＥＪＯ
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第４１９号**
秋田市卸町１丁目４番15号　シャンポール菅原１―103号
債務者　阿部　義雄
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４２４号**
秋田県潟上市昭和大久保字北野白洲野上４番地
債務者　加藤久美子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４２９号**
秋田市保戸野千代田町５番12号
債務者　宮川　智美
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４３号**
長野県上田市保野30番地
債務者　長岡　　雅
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１４８号**
長野県千曲市大字屋代160番地１　屋代ハイツＢ―101
債務者　阿部　信二
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１５４号**
長野県千曲市上山田温泉１丁目34番地６
債務者　江原　賢司
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第２３８号**
長野県塩尻市大字桟敷168番地
債務者　野村　広文
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第３８４号**
愛知県江南市島宮町郷内68番地
債務者　牧田　崇裕
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１０５４号**
京都市伏見区桃山南大島町38番地２　桃山南団地47棟103号
債務者　岡本　章子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５６号**
京都市左京区浄土寺真如町14番地５　ＣＡＳＡ　ＳＥＬＥＳＴＥ　Ａ１―２
債務者　北原ひかり
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４５３号**
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地70棟302号
債務者　坂本　純代
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４８６号**
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島201棟105号、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町48番地
債務者　宇治本　隆
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４８７号**
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島201棟105号
債務者　宇治本幸子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５２８号**
京都市伏見区醍醐江奈志町10番地の119
債務者　松田　利実
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５４１号**
京都府宇治市五ケ庄芝ノ東14番地の21
債務者　田村　　実
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４４号**
広島県呉市仁方西神町７番25号
債務者　高間　秀雄
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部